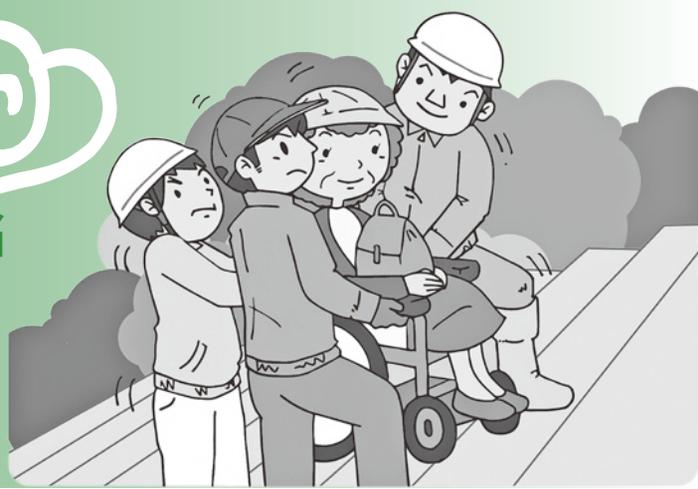


災害に備えた、地域の支え合い——

避難行動要支援者 避難支援制度

保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115



大規模な災害が発生したとき、高齢者や障害のある人など、自力での避難が困難で支援が必要な人たちがいます。市では、災害時に避難支援などを必要とする人を把握するため、「避難行動要支援者名簿」を作り、避難支援関係者（民生児童委員、社会福祉協議会、行政区、消防団など）と情報を共有し、地域の支え合い、助け合いによる避難支援の仕組みづくりを進めています。いざという時のためにもぜひ登録しましょう。
※この制度は災害時の支援を必ずしも保証するものではありません。

登録内容

避難行動要支援者名簿には、次の内容を登録します。

- 住所 ●氏名 ●性別 ●年齢 ●電話番号 ●緊急連絡先
- ※登録情報は、災害時の緊急対策や日常生活の見守り支援にのみ使用し、それ以外の用途に使用することはありません。

登録・相談窓口

市では、避難支援が必要と考えられる方に対し、個別に「避難支援プラン同意確認書」を郵送しています。名簿への登録に同意する方は必要事項を記入し、高齢福祉課、各行政局または出張所へ提出してください。また、個別の通知がない方で名簿への登録を希望する方は、高齢福祉課または各行政局へご相談ください。

登録対象者

- 70歳以上の一人暮らし高齢者の方*
 - 介護保険認定（要介護度3～5）を受けている方
 - 身体障害者手帳（1級、2級）を持っている方
 - 療育手帳Aを持っている方
 - 精神障害者保健福祉手帳を持っている単身世帯の方
 - 市の生活支援を受けている難病患者
 - 他市町村から田村市に避難している要支援者
 - 自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望する方（支援を必要とする方）
- ※同居家族がいる場合でも、時間帯によって1人となる高齢者を含む。

要支援者



- 避難行動要支援者名簿の作成（同意書）

支援

- 災害情報の伝達
- 安否確認・避難誘導

地域の輪

地域の助け合い

地域の支援者
隣近所の方など

民生児童委員、
消防団、行政区

大切なことは 地域での 助け合い



大規模な災害が発生した場合、避難行動要支援者の安否の確認や救出・救助、情報提供、避難誘導を行うためには、まず、支援を必要とする人がどこにいるのかを知っておく必要があります。円滑かつ迅速に避難支援など行うためにも、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要です。住民の皆さんと防災関係機関が一体となり、より一層の防災体制の強化に努め、災害による被害をなくしましょう。